

尾道市工事成績条件付一般競争入札試行要領を次のように定める。

平成27年4月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市工事成績条件付一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾道市条件付一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)(平成21年7月1日制定。以下「要綱」という。)第3条第2項第6号の規定に基づき、工事成績の優秀な者の受注機会を拡大することにより工事品質の向上を図ることを目的とする工事成績条件付一般競争入札の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 工事成績条件付一般競争入札の対象となる工事は、要綱第2条に規定する工事で、尾道市建設工事等指名業者選定に関する規程(昭和54年訓令第6号)第6条第1項の建設工事等指名業者審査会が選定するものとする。

(入札参加資格)

第3条 工事成績条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格要件は、入札に参加しようとする工事と同じ工種の工事に係る尾道市工事成績評定要領(平成22年4月1日制定。以下「評定要領」という。)に基づく前2年度間(入札に参加しようとする年度の前2年度間をいう。)の平均工事成績評定点が別に定める点数以上であることとする。

2 前項に定めるもののほか、入札に参加しようとする工事と同じ工種の工事に係る評定要領に基づく前年度の工事成績評定ポイント(特定建設工事共同企業体の構成員とし

ての工事成績評定点を除く。)に65点未満のものがあるときは、入札に参加することができない。

3 第1項の資格要件には、別の要件を付加することを妨げない。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。